

## 令和4年度大阪府サービス管理責任者等《基礎研修》募集要項

本研修は、社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号 3）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

### 1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、更には、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

### 2. 受講対象者

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

- ※平成30年度までに「サービス管理責任者等研修」を修了された方は、受講の必要はありません。
- ※下表の実務経験年数に満たない場合、申込書を受理できませんのでご注意ください。
- ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。
- ※ご自身の実務経験の詳細については、各市町村の指定権者にお問い合わせください。

#### 【ご注意ください】

- ・本研修を受講し修了しても、すぐに1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することはできません。
- ・1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するには、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程の2つの研修を修了後（どちらを先に受講されても構いません。）、2年以上の相談支援業務又は直接支援業務を経験した後、サービス管理責任者等実践研修を修了し、従事に必要な実務経験をみだしている必要があります。

#### (1) サービス管理責任者研修

指定障がい福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年以上
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年以上
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年以上
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年以上

#### (2) 児童発達支援管理責任者研修

指定障がい児入所施設及び指定障がい児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年以上
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年以上
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年以上
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年以上

### 3. 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです。

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府地域福祉推進財団 (指定番号4)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)
募集期間	令和4年4月26日～ 令和4年5月16日 (募集は終了しました)	令和4年6月29日～ 令和4年7月19日 (募集は終了しました)	令和4年9月26日～ 令和4年10月17日
研修期間	令和4年8月5日～ 令和4年12月23日	令和4年10月4日～ 令和4年12月15日	令和4年12月21日～ 令和5年3月3日 Web配信による講義6時間程度 と演習2日間

### 4. 研修日時・場所・定員

研修は、下表のとおりの日時・場所・定員で開催します。(A～L日程の演習内容は同じです)  
※全体講義は、講義動画をWEB配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。(準備できない場合は別途事務局へご相談ください)  
※実施時間は予定です。詳細は、受講決定時にお送りする受講決定通知書をご確認ください。  
※日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。(演習日程の指定はできません)  
 いずれの日程であっても出席が可能であることを前提にお申し込みください。  
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の状況により研修の延期又は中止となる場合があります。

定員	定員 576名 (各日程 定員48名)											
<b>1日目</b> 【全体講義】	WEB研修 動画配信期間 (以下の日時に配信します) ○A日程～F日程【令和4年12月21日(水) 9:00～12月27日(火) 17:00】 ○G日程～L日程【令和5年1月25日(水) 9:00～1月31日(火) 17:00】 (期間中夜間視聴可能) *約6時間の動画視聴とレポート提出を課題とします。上記期間を過ぎると視聴することができません。											
年	令和5年											
月	1月						2月					3月
程日別	A日程	B日程	C日程	D日程	E日程	F日程	G日程	H日程	I日程	J日程	K日程	L日程
<b>2日目</b> 【講義・演習】	5日 (木)	12日 (木)	17日 (火)	19日 (木)	26日 (木)	31日 (火)	7日 (火)	9日 (木)	14日 (火)	16日 (木)	28日 (火)	2日 (木)
<b>3日目</b> 【講義・演習】	6日 (金)	13日 (金)	18日 (水)	20日 (金)	27日 (金)	2月1日 (水)	8日 (水)	10日 (金)	15日 (水)	17日 (金)	3月1日 (水)	3日 (金)
	*時間帯は、演習2日目、3日目ともに10:00～17:00を予定											

【場所】2日目・3日目は、いずれも  
 ビッグ・アイ (国際障害者交流センター)  
 大阪府堺市南区茶山台1-8-1 (泉北高速鉄道 泉ヶ丘駅 下車徒歩3分)

5. 受講費用：26,000円（消費税含む）

- ・「振込先」、「振込方法」は受講決定通知書に同封して送付いたします。
  - ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
  - ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控え」等をもって、領収証にかえさせて頂きます。
- ※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

6. 研修の修了及び修了証書の交付

- ・以下の全ての項目を満たした方に修了証書を交付します。
  - ：WEB配信による全体講義の視聴及びレポートの提出
  - ：演習前の事前課題の提出
  - ：2日間の講義・演習をすべて受講

※研修当日、受講者本人であることを確認するために運転免許証等の本人確認書類の提示をお願いしますので、研修当日は受講者本人であることを証明できるものをお持ちください。  
万一、本人であることが確認できない場合は、修了証書を発行できない場合があります。

※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室、そのほか受講態度が著しく不良（居眠り、携帯電話・タブレット・スマートウォッチ等の通信機器全般の使用など）の場合も、以後の研修受講を認められず修了証書を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※その他、申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

7. 申込み方法について

① 準備

- ・「学則」「募集要項」「申込手順」を確認のうえ、別紙1「推薦書」を当法人HPよりダウンロード
- ・別紙1「推薦書」をPDF・JPEG等にデータ化しておく（ファイル名は申込者氏名）
- ・サービス管理責任者等として配置予定事業所からの推薦を得る  
（受講推薦が得られない場合は申込者氏名、生年月日、及び受講申込者署名欄のみ記入）

② 「申込フォーム」に必要事項を入力の上、別紙「推薦書」を添付し、データを送信

- ・別紙「申込手順」でご確認ください。

※推薦書を申込フォームにデータで添付（推薦がなく署名欄記入のみの方も同様）

※入力内容確認画面を控えとして、画面を保存または印刷してください。

※添付していただいた別紙1「推薦書」は、受講決定者の方には演習初日の朝の受付時に、推薦書の原本を提出していただきますので、大切に保管してください。

※「@sfj-osaka.net」からのメール受信ができるよう設定をお願いします。

※記入・入力に不備があった場合、申込受付ができませんので、漏れのないように記入・入力してください。

受付締切日時：令和4年10月17日（月）16:30

※先着順ではございません。また、申込期日を過ぎた場合の受付は一切できません。

※申込フォームによる申し込みができない方は、別途ご相談ください。

(下記、9. 研修に関するお問い合わせ先参照)

## 8. 受講決定について

- 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します(項目 10 参照)。 この場合、先に大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定します。
- 受講者選考は、受講申込者が事業所に従事する状況に基づき決定するものです。「申込フォーム」の「4. サービス管理責任者・児童発達管理責任者として従事する予定の事業所について」には、必ず従事予定の事業所に状況を確認の上、入力してください。
- 法人・事業所等代表者は「申込フォーム」の入力内容を確認のうえ、別紙1「推薦書」に記入し、法人・企業等が代表者印を押印のうえ、「申込フォーム」にデータ化したものを添付し提出してください。

※受講の可否については11月17日(木)頃郵送にてお知らせいたします。受講の可否に関しての電話やメールでのお問い合わせには、一切お答えできませんのでご了承ください。

11日22日(火)までに可否通知がお手元に届いていない場合のみ、研修事務局にお問合せください。

## 9. 研修に関するお問い合わせ先

社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 「研修事務局」

電話：06-6718-7288

FAX：06-6718-7131

メール：[work-shop@sfj-osaka.net](mailto:work-shop@sfj-osaka.net)

\* 今後の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の状況によっては、日程の変更又は中止となる可能性がありますので、その旨をご理解・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

\* 変更情報は当法人HP [<https://www.sfj-osaka.net>] に掲載しますのでご確認ください。

\* 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら研修を進めてまいります。マスク着用等ご協力いただけない方や、当日体調が悪い方は、研修の受講を控えていただく場合もありますので、ご了承ください。

## 10. 受講決定における優先順位について

大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領 抜粋  
 《要領別紙 2 大阪府サービス管理責任者等受講決定指針》

① 【基礎研修修了後、既に1人目サービス管理責任者等が配置されている事業所等に人員基準を満たすため、2人目以降のサービス管理責任者等として当該年度及び翌年度に配置予定のもの】

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所等において当該サービス管理責任者等に加えて、受講申込者が当該年度に基礎研修を修了する者を配置することにより当該年度及び翌年度の人員基準を満たすもの

② 【基礎研修修了後、1人目のサービス管理責任者等として実践研修修了後に配置予定の者のうち、配置予定年度が早いもの】

当該年度の基礎研修を修了後、2年以上の相談支援業務又は直接支援業務に従事し、実践研修修了後に1人目のサービス管理責任者等として開設を予定している事業所又は既存の事業所に配置予定の者のうち配置予定年度が早いもの

③ 【交代要員】

サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとするもの

④ 【その他】

上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

（注）受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。

※②及び③については、厚生労働省令で定める人員基準により配置が義務付けられている場合は、2人目以降の者も当該順位に該当することとする。その場合、「申込フォーム」の「4. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事する予定の事業所について」の「厚生労働省で定める人員基準上、サービス管理責任者等を配置しなければならない人数」に配置人数を必ず入力すること。入力のない場合等、受講決定の際に一切考慮いたしません。